

本人確認書類について

- 有効期間内のものに限ります。
- 1点であればよいものと、2点の組み合わせで、本人確認書類として認められるものがありますのでお間違えのないようご注意ください。

1点で本人確認書類として認められるもの(顔写真があるもの)

- ・運転免許証 (仮免許証や日本国内で発行された国際免許証も含む)
- ・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)
- ・旅券 (パスポート)
- ・マイナンバーカード
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・顔写真付き身体障害者手帳
- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- ・その他官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書

…等

2点の組み合わせで本人確認書類として認められるもの

A欄(この中から2点、またはA欄とB欄からそれぞれ1点)

- 健康保険被保険者証 ○国民健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証 ○介護保険被保険者証
- 国民年金手帳(証書)

…等

B欄(この中から1点とA欄から1点)

- 身体障害者手帳(写真張替え防止がなされていないものおよび写真無可)
- 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年3月31日以前のもの)
- 雇用保険被保険者証
- 高齢受給者証(高齢受給者証1点と医療被保険者証1点との確認は不可)
- 公的機関発行の資格証明書(写真の貼ってあるもの)
- 生活保護を受けている旨の証明書(公的機関が発行したもの)

介護保険被保険者証等再交付手続きの場合のみ、下記の書類も本人確認書類(B欄)として認められます。

- ◎医療保険一部負担金免除証明書
- ◎利用者負担額減額・免除認定証
- ◎介護保険負担割合証

